

京都市告示第 419 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 19 年 3 月 27 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
山科勸修寺緯 164号線	山科区勸修寺閑林寺96番地の6地先から 同町97番地の1地先まで	メートル 108.60	メートル 6.00 ~ 11.40
御陵経46号線	西京区御陵大枝山町三丁目14番地の1地 先から 同町200番地の3地先まで	144.40	6.01 ~ 14.50
御陵緯94号線	西京区御陵大枝山町三丁目20番地の11地 先から 同町19番地の12地先まで	330.40	6.01 ~ 12.05
御陵緯95号線	西京区御陵大枝山町三丁目18番地の12地 先から 同町17番地の12地先まで	341.80	6.01 ~ 12.02
御陵自歩47号 線	西京区御陵大枝山町三丁目18番地の1地 先から 同町21番地の6地先まで	21.30	4.01 ~ 4.02

御陵自歩48号線	西京区御陵大枝山町三丁目200番地の11地先内	17.30	4.02
御陵歩4号線	西京区御陵大枝山町三丁目20番地の1地先内	15.00	4.02 ~ 4.03
松尾山田経68号線	西京区山田平尾町51番地の285地先から同町51番地の28地先まで	161.70	6.00 ~ 10.40
深草経202号線	伏見区深草大亀谷東寺町56番地地先から同町33番地の11地先まで	153.80	6.00 ~ 12.40
伏見緯68号線	伏見区舞台町35番地の21地先内	74.80	6.00 ~ 9.90

(建設局道路部道路明示課)